

国際原子力機関（IAEA）の総合規制評価サービス（IRRS） ミッションの受入れ

令和5年11月8日
原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、国際原子力機関（IAEA）の総合規制評価サービス（IRRS：Integrated Regulatory Review Service）ミッションを受け入れることのできる承について諮るものである。

2. 経緯

令和4年10月26日の令和4年度第47回原子力規制委員会において、次のIRRSミッションを受け入れることについて検討し、時期、内容等について原子力規制委員会に諮るよう指示があったことから、その受入れ等について検討した。

3. IRRS ミッションの受入れについて（委員会了承事項）

IRRS ミッションを受け入れることとし、同ミッションの実施時期を令和7年度下期頃と想定し、IAEA に対して正式要請することとしたい。

4. IRRS ミッションの受入れに向けた今後の手順

今後、外務省等と連携して、以下の手順により IRRS ミッション受入れに向けた準備を進めることとする。

- (1) IAEA に対する正式要請文書の発出（令和5年11月中目処）
- (2) IAEA からの回答文書受取
- (3) IAEA との調整
 - －IAEA とミッション実施時期、ミッションチーム・メンバー等の調整
 - －国内関係省庁とミッションのレビュー対象モジュール等の調整
- (4) IAEA との公式準備会合（令和6年度（2024年度）冬以降[※]）
 - －ミッション実施時期、レビュー対象モジュール等の確定
- (5) IRRS ミッション（令和7年度（2025年度）下期頃[※]）

※ 公式準備会合及び IRRS ミッションの実施時期については、今後の IAEA との調整により決定する。

以上

<参考>

- 参考 1 原子力規制委員会の IRRS ミッション受入れ実績
- 参考 2 IRRS ミッションの活動実績
- 参考 3 IAEA が提供する主なレビューサービス

参考 1

原子力規制委員会の IRRS ミッション受入れ実績

◆ 平成 28 年 1 月 IRRS ミッション受入れ

日本の枠組みが IAEA 安全基準に継続的に整合するような改善をする必要がある又は望ましいという 13 の勧告 (Recommendation) 及び 13 の提言 (Suggestion) があった。

(主な勧告・提言)

- ・ 有能で経験豊富な職員を惹きつけ、かつ教育、訓練、研究、及び国際協力の強化を通じて、原子力及び放射線安全に関する能力を構築させること
- ・ 原子力規制委員会が検査の実効性を向上させることが可能となるように、関連法令を改正すること
- ・ 高いレベルの安全を達成するため、問いかける姿勢を養うなど、安全文化の向上を継続し強化すること
- ・ 原子力及び放射線安全において、他の規制機関と協調しかつ実効性のある規制監督活動を実施するため、他の規制機関と規制情報の交換を行うための実効的な協力プロセスを策定し実施すること
- ・ 原子力規制委員会が所管業務を実施するために必要となるすべての規制及び支援プロセスについて、統合マネジメントシステムを作成、文書化し、完遂すること
- ・ 放射線防護対策の実施の監督により重点を置くこと
- ・ 放射線源の緊急事態に対する準備と対応について要件とガイダンスを策定すること
- ・ 施設のすべての段階にわたって廃止措置を考慮することの要求化、サイトの解放と許認可取得者の責務の終了に関する基準を設定すること 等

◆ 令和 2 年 1 月 IRRS フォローアップミッション受入れ

新たに実施した放射性物質の陸上輸送に関する規制に対する評価も含め、更に 5 つの勧告と 1 つの提言を受けている。

(主な勧告・提言)

- ・ 放射性物質輸送時の緊急時対応措置の定期的な訓練を実施すること
- ・ 全ての種類の輸送物へ検査を拡大して実施すること
- ・ 線量拘束値の使用を含め、全ての施設及び活動を通じて最適化原則を一貫した形で適用すること 等

原子力規制委員会としては、これらの指摘に組織的に取り組み、法令改正を含めて着実に対応してきているところである。

参考 2

IRRS ミッションの活動実績（フォローアップミッションは含まず）

平成 24 年 (2012)	スウェーデン、ギリシャ、スロバキア、フィンランド
平成 25 年 (2013)	ブルガリア、ポーランド、チェコ、ベルギー
平成 26 年 (2014)	パキスタン、ヨルダン、カメルーン、オランダ、ジンバブエ、フランス
平成 27 年 (2015)	マルタ、インド、ハンガリー、アルメニア、クロアチア、インドネシア、アイルランド、タンザニア
平成 28 年 (2016)	日本、リトアニア、ケニア、エストニア、ベラルーシ、イタリア、南アフリカ
平成 29 年 (2017)	キプロス、ナイジェリア、ボツワナ、北マケドニア、エチオピア
平成 30 年 (2018)	チリ、ジョージア、ルクセンブルク、オーストリア、スペイン、オーストラリア、モルドバ
令和元年 (2019)	ドイツ、ノルウェイ、カナダ、英国、ラトビア
令和 2 年 (2020)	(なし)
令和 3 年 (2021)	デンマーク、スイス
令和 4 年 (2022)	スロベニア、アルゼンチン、トルコ、スロバキア、フィンランド、シンガポール、スウェーデン、バングラディッシュ、ボスニア・ヘルツェゴビナ
令和 5 年 (2023)	チェコ、オランダ、ベルギー、ポーランド、サウジアラビア、ルーマニア（予定）、モロッコ（予定）

参考3

◆IAEAが提供する主なレビューサービス

目的に応じた様々なレビューを実施し、助言や良好事例の特定等を行う

